

委 託 契 約 書 (案)

委託者新潟県（以下「甲」という。）と受託者（契約相手方名）（以下「乙」という。）とは、新発田地域振興局庁舎清掃業務・特定建築物環境衛生管理業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（1）業務の名称

新発田地域振興局清掃業務・特定建築物環境衛生管理業務

（2）業務の内容

別紙新発田地域振興局清掃業務基準仕様書（以下「仕様書」という。）のとお
り。

（3）実施場所

新潟県新発田市豊町3丁目3番2号

新潟県新発田地域振興局庁舎

（実施の方法）

第2条 乙は、業務をこの契約及び仕様書に基づき誠実に実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

（委託料）

第4条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）とし、年度及び各月の内訳は別表のとおりとする。

（契約保証金）

第5条 契約金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号又は第3号に該当する場合は契約保証金の納付を全額免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第6条 乙は、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約の定める義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認

を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令 350 号）第 1 条の 2 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

- 2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が新潟県財務規則第 121 条に基づき会計管理者又は財務出納員に対し、支出命令を発した時点で生じるものとする。

（再委託の制限）

第 7 条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

（経費の負担）

第 8 条 甲は清掃作業員控室として 1 階清掃員休憩室を無償で乙に提供し、この契約による作業に必要な諸用具類及び消耗品は、すべて乙の負担とする。なお、光熱水費は甲の負担とする。

（業務員の労務管理）

第 9 条 乙は、庁舎管理に関する諸規程を遵守するとともに、業務に従事する者（以下「業務員」という。）の服務、規律維持に関して一切の責めを負うものとする。

- 2 乙は、契約の履行については、必要な業務員を確保し、受託業務に支障を来さないようにするとともに、業務員の労務管理及び衛生管理については、十分な注意を払わなければならない。

（機密の保持）

第 10 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（実地調査等）

第 11 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（損害の負担）

第 12 条 業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

- 2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（成果報告書の提出）

第 13 条 乙は、業務の実施を完了したときは、仕様書に基づき遅滞なく業務の成果に関する報告書(以下「成果報告書」という。)を甲に提出しなければならない。

(検査)

第 14 条 甲は、成果報告書を受理したときは、業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第 1 項 (前項後段において準用する場合を含む。) の検査 (以下「検査」という。) 及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料の支払)

第 15 条 乙は、業務の成果が検査に合格したときは、別表に定める区分に従い委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に、委託料を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、この契約を解除し、又はうち切る (一部履行済部分がある場合は当該部分を除いて解消することをする。以下同じ。) ことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき、又は契約の履行が不完全だと甲が認めたとき。

(2) 乙が、故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(3) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。

(4) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 52 条第 5 項、第 65 条又は第 66 条の規定による審決 (独占禁止法第 66 条第 3 項の規定による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。) を行い、当該審決が確定したとき。(独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(5) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の規定による排除措置が第 49 条第 7 項の規定により確定した審決とみなされたとき。
又は、同法第 7 条の 2 の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が第 50 条第 5 項の規定により確定した審決とみなされたとき。

(6) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。

(7) 乙 (乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人) について、刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 3 の規定による刑が確定したとき。

- (8) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
 - (9) 乙の役員等 (乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下この項において「暴力団員」という。) であると認められるとき。
 - (10) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (11) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (12) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (13) 乙の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すと認められるとき。
 - (14) 乙が下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第 9 号から第 13 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (15) 乙が、第 9 号から第 13 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合 (前号に該当する場合を除く。) に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

- 第 17 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
- 2 前条第 1 項の定めにより契約が解除され、又は打ち切られたときは、乙は、前項の規定にかかわらず、契約金額の 100 分の 10 の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、前条第 1 項の第 4 号から第 8 号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除する、又は打ち切りをするか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 20 の割合で計算した金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。
- 4 前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合においては、甲が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。
なおこの規定は、契約の履行後においても適用するものとする。

(甲の予算削減による契約解除)

第 18 条 契約期間中に甲の予算の減額又は削除があった場合若しくはその他やむを得ない事情があった場合は、本契約を解除するものとする。

(費用の負担)

第 19 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 20 条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自 1 通を保有する (本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)。

令和 8 年 1 0 月 1 日

新潟県新発田市豊町 3 丁目 3 番 2 号

甲 新潟県

代表者 新潟県新発田地域振興局長 坪川 孝子

乙